

(事例86) 32歳男性、事務作業、睡眠不足症候群のため残業制限

類型	症候	疾患
1、2、4	2. 眠気	2. 睡眠不足症候群

きっかけ	<input type="checkbox"/> 健康診断の有所見	<input checked="" type="checkbox"/> その他の機会
<p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴 32歳男性 特記事項なし</p> <p>2) 業種、作業内容 事務作業 (パソコン)、企画 (会議等)</p>		
<p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など 睡眠不足症候群</p>		
<p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など 残業制限 (睡眠7時間確保のこと)</p>		
<p>4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>過重労働面談にて、信号機の停止時に一瞬で眠ってしまう、帰宅後入浴中に寝てしまい冷たくなって気付く、会議でどうしても居眠りしてしまう、と相談あり。睡眠外来受診勧奨し、上記診断。上記制限と人事・上司の情報共有のもと、業務の検討、人員の検討を行い、一時的な増員 (他職場からの応援) など配慮してもらおうとともに継続して面談することとなった。</p>		
<p>5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>2 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>4 職場や企業への注意を促すため (例: 過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど)</p>		
<p>6. 就業制限を実施するにあたって注意したこと、阻害要因、問題点などあれば教えてください。</p> <p>+ 交通事故や入浴死の危険性あり、上司と早めに相談し対応をお願いした。</p> <p>+ 残業制限に本人が強く抵抗を示したため、時刻、時間による残業制限とせず、主治医の意見も考慮して「睡眠7時間確保のこと」とし、本人の仕事の裁量度を大きくした。</p> <p>+ 一方で就業制限者として要員減少である旨を上司、人事に強く示し、サポートをお願いした。</p> <p>+ 当初てんかんの可能性も考慮して、確定診断ができるまでは車通勤も制限した (公共交通機関を利用)。</p> <p>+ 上記就業制限を本人が守らない可能性があるため、定期面談継続とした。</p>		